**広島市成年後見制度利用支援事業について**

１　成年後見人等選任の申立て

身寄りのない高齢者や障害者が、判断能力が十分でないため財産管理ができない場合などに、財産の管理などを代わりに行う成年後見人、保佐人または補助人（以下「成年後見人等」といいます。）の選任の申立てを、市長が家庭裁判所に行います。

**【対象者】**①～③のすべてに該当する方です。

① 高齢者（65歳以上の人）、知的障害者又は精神障害者である。

② 自己の財産の管理・処分や医療・介護・障害福祉サービスの契約を行う能力が十分でない。

③ 成年後見人等選任の申立てを行う配偶者及び四親等以内の親族がいない。

※ その他、市長が本人の福祉のため必要と認めた場合も対象

**【申立て費用】**

まず市長が納付し、その後に本人に求償するかどうかは、財産状況を考慮した家庭裁判所の審判に従います。

２　成年後見人等への報酬の支払い助成

資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な方（被後見人、被保佐人または被補助人（以下「被後見人等」といいます。））に、報酬相当額を助成します。

**【対象者】**

広島市内に居住する被後見人等のうち、審判決定書における報酬付与の対象期間内に、次のいずれかに該当する期間（報酬助成対象期間）を有している方です。

①　生活保護を受けている。

②　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付を受けている。

③　収入・資産等の状況から上記①、②と同等の状態であると認められる。

※　成年後見人等が被後見人等の親族の場合は対象外。

**【助成額】**

家庭裁判所が決定する成年後見人等に対する報酬額のうち、報酬助成対象期間にかかる報酬額を助成します。ただし、次の額を上限とします。

・在宅期間　　　　　月額２万８,０００円

・入院・入所期間　　月額１万８,０００円

　 ※　申請時に、一定額以上の現金及び預貯金（超過預貯金等）を保有する場合は、助成額を減額する場合があります。詳しくは、担当課にお問合せください。

**【申請に必要な書類】**

①　成年後見等報酬助成申請書

②　家庭裁判所が発行する報酬付与の審判決定書の写し

③　在宅又は施設等への入院、入所の期間が確認できる書類

（成年後見人等が家庭裁判所に提出する報酬付与の審判申立書の写し等）

④　登記事項証明書の写し

⑤　成年後見人等本人であることを確認できる証明書の写し

⑥　被後見人等の通帳の写し

※　④、⑤は、成年後見人等が申請手続きを行う場合のみ必要です。

※　上記以外にも、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

**【申請手続】**

申請は、家庭裁判所が発行する報酬付与の審判決定書が届いてから**おおむね２か月以内**に行ってください。

令和２年４月作成

**【手続・お問合せ先】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部　署　名 | 住　所 | 連　絡　先 |
| 中区厚生部地域支えあい課 | 中区大手町４－１－１  （大手町平和ビル内） | ５０４－２５８６ |
| 東区厚生部地域支えあい課 | 東区東蟹屋町９－３４  （東区総合福祉センター内） | ５６８－７７３１ |
| 南区厚生部地域支えあい課 | 南区皆実町１－４－４６  （南区役所別館内） | ２５０－４１０９ |
| 西区厚生部地域支えあい課 | 西区福島町２－２４－１  （西区地域福祉センター内） | ２９４－６２８９ |
| 安佐南区厚生部地域支えあい課 | 安佐南区中須１－３８－１３  （安佐南区総合福祉センター内） | ８３１－４５６８ |
| 安佐北区厚生部地域支えあい課 | 安佐北区可部３－１９－２２  （安佐北区総合福祉センター内） | ８１９－０５８７ |
| 安芸区厚生部地域支えあい課 | 安芸区船越南３－２－１６  （安芸区総合福祉センター内） | ８２１－２８１０ |
| 佐伯区厚生部地域支えあい課 | 佐伯区海老園１－４－５  （佐伯区役所別館内） | ９４３－９７２８ |
| 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課  健康福祉局障害福祉部障害自立支援課  健康福祉局高齢福祉部精神保健福祉課 | 中区国泰寺町１－６－３４ | ５０４－２１４５  ５０４－２１４８  ５０４－２２２８ |